

東京第五検察審査会における小沢審査会についての考察

はじめに

この考察は東京第五検察審査会（以下、第五検審）および東京地方裁判所（以下、東京地裁）から開示された資料に基づき、小沢一郎氏の陸山会事件に対して開かれた第五検審の審査会について考察したものです。

開示資料を精査していくと小沢審査会において、本来の審査員と入れ替わるかたちで、審査員でない別の人物が審査員になりすまして審査に加わり、「起訴相当」議決をしたことが強く疑われます。

<第五検審から開示された資料>

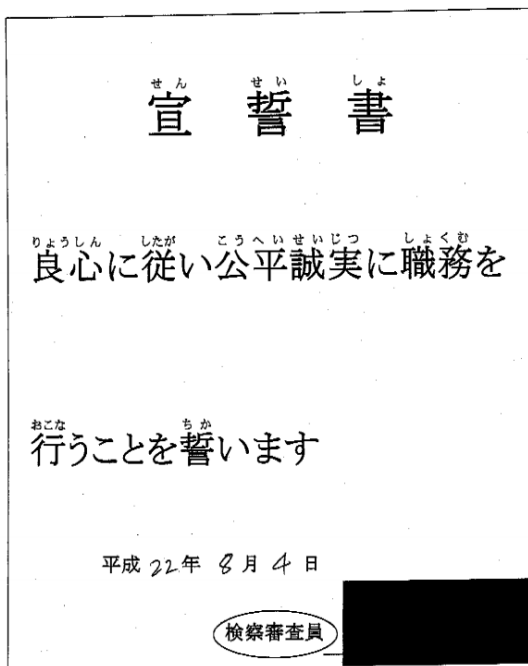
- ・ 「宣誓書」：審査員は就任後、最初の審査会で検察審査会法第16条に基づき「宣誓書」により宣誓します。

<東京地裁から開示された資料>

- ・ 「旅費請求書」と「債主内訳書」：審査員は審査会に出席する都度、日当と交通費を「旅費請求書」（書類名は請求書）により請求します。この書類は第五検審から東京地裁に送付され、各人の預金口座に振り込まれますが、この「旅費請求書」により作られる振込データが「債主内訳書」です。

各群で1人多い審査員・補充員

第五検審から開示された審査員の「宣誓書」と東京地裁から開示された審査員の「旅費請求書」を突き合わせると奇妙なことが分かります。審査員が提出した「宣誓書」の数より審査会に出席した審査員の数が多いのです。開示された「旅費請求書」の個人情報には全てマスキングされており、その中でどうして全体の審査員の数がかかるかという、その「旅費請求書」の欄外右横に旅費の振込みに使われる固有の番号（以下、氏名番号）が書かれているからです。この氏名番号は審査員の旅費を振込むための預金口座を東京地裁の会計システムに登録したとき、システムによって自動的に採番される番号です。このため、この氏名番号により審査員を個別に特定でき、数が数えられるのです。



第五検審から開示された「宣誓書」

請 求 書		裁 判 所 検 察 審 査 費 検 察 審 査 員 旅 費
東京第五検察審査会 御中	請 住所	119661
支 給 決 定	氏 名	
平成22年8月4日 検察審査会長	者	
検 察 審 査 会 法 第 15 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 検 察 審 査 会 議 に 検 察 審 査 員 等 と し て 出 頭 し た か ら 下 記 の と お り 旅 費 を 請 求 し ま す。 平成22年8月4日		
出 頭 年 月 日	出 頭 場 所	氏名番号
	東京第五検察審査会	
請 求 額	6160 円	
内	金 額	事 由
	5740 円	日 当
	円	宿 泊 料

東京地裁から開示された「旅費請求書」

小沢事件の審査は第五検審で二回行われました。一回目の審査は21年第4群と22年第1群、二回目の審査は22年第2群と第3群（7月は第1群）の各審査員・補充員によって行われています。この4つの群の審査員・補充員の「宣誓書」と「旅費請求書」の氏名番号を突き合わせると以下のように「宣誓書」を提出していない審査員・補充員が各群に一人ずつ浮かび上がってきます。

小沢事件審査における「宣誓書」と審査員(氏名番号)の関係

群	平成21年 第4群		平成22年 第1群		平成22年 第2群		平成22年 第3群	
任期	平成21年11月～22年4月末		平成22年2月～22年7月末		平成22年5月～22年10月末		平成22年8月～23年1月末	
小沢事件審査との関わり	一回目審査(22年3月9日～4月27日)				二回目審査(22年7月13日～10月4日)			
			二回目の7月期の審査					
区分	審査員	補充員	審査員	補充員	審査員	補充員	審査員	補充員
定員	6名	6名	5名	5名	6名	6名	5名	5名
未出席者 (1度も出席なし)	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
宣誓書提出者	5名	5名	4名	4名	5名	5名	4名	4名
氏名番号	6名 ・103608番 ・103616番 ・103632番 ・104671番 ・103659番 ・109801番	5名	5名 ・112712番 ・111571番 ・111589番 ・111601番 ・117927番	4名	6名 ・119644番 ・119661番 ・119679番 ・119687番 ・119695番 ・137723番	5名	4名	5名 ・130338番 ・130346番 ・130362番 ・130371番 ・133566番
宣誓書未提出者	109801番	なし	117927番	なし	137723番	なし	なし	133566番
途中から出席しなくなった者	103632番 103659番	なし	111589番	なし	119679番	なし	なし	130362番
備考	【109801番】 ・小沢事件審査の最初から参加。21年12月22日初参加		【117927番】 ・小沢事件審査の6回目の審査日(4月13日)から参加。 ・第五検審の管轄外から参加。		【137723番】 ・小沢事件審査については関与していない。			【133566番】 ・補充員であるが二回目の議決に審査員として参加。 ・小沢事件審査の3回目の審査日(8月24日)から参加。

※赤字は小沢事件で「起訴相当」議決、「起訴議決」に関わっている人物

ここで、直ちにこの「宣誓書」を提出していない人物が「なりすまし審査員」だと言っているのではありません。「宣誓書」を提出していない理由として、次の2つのケースを考慮する必要があります。

ケース1：審査員が再度、振込口座を登録した（通常の事務手続きとして起こりうるケース）。

ケース2：審査員ではない者が新たに審査員として加わった（事務局により不正が行われたケース）。

ケース1は、審査員就任期間中に結婚をし、姓と住所が変わったのでそれに合わせて新しい通帳を作り、それを振込口座として登録しなおしたようなケースです。このケースであれば元々の審査員の氏名番号が新しい氏名番号に変わっただけで新たに人物が追加されたわけではありません。そこで問題はこの2つのケースの違いを見分けられるかどうかということになります。個人情報情報は全てマスキングされているので、その見分けはつかないように思われるかもしれませんが、実はこの2つの違いを見分ける方法があります。

順序よく並べられている「旅費請求書」

「旅費請求書」は審査会の開催日毎に提出されますが、その開示された「旅費請求書」は常に順序よく並べられています。これは出席した審査員・補充員の「旅費請求書」が漏れなく揃っているかをチェックするからで、任期の早い群からチェックし審査員、補充員の選定録の順に確認していることが分かります。「旅費請求書」はその確認順に順序よく並べられているのです。

ここで、振込口座を再登録した場合にその並び順はどうなるでしょう。名前が変わったとしても事務局は同じ人であることを知っています。そのため別の位置に並べられることはなく、選定録の旧名があった元の位置に「旅費請求書」は並べられるはずですが、しかし、外部から新たな人物を追加したらどうでしょう。そのときは元の位置がないので入れたい群の審査員・補充員のかたまりには入れるでしょうが、その位置は定まりません。位置が定まらないというのには理由があります。それは「旅費請求書」が支払いのため東京地裁に送られ、第五検審の事務局には残らず、並べる場所のある規則で決めておかない限り、時間が経てばどの位置に並べたか分からなくなるのです。そこで審査日によってその順序が乱れる可能性が出てきます。それを念頭に審査会の開催日毎の「旅費請求書」の並び順を「宣誓書」を提出していない人物についてそれぞれ詳しく見ていきます（全体の表については P6 を参照下さい）。

137723 番（平成 22 年第 2 群・任期 5 月～10 月末）

審査員等	氏名番号	旅費		宣誓書提出日	二 回 目 小 沢 審 査 会														
		往復運賃	発着駅名		5/11	5/25	6/8	6/22	1回	2回	3回	別案件	4回	5回	6回	7回	別案件	8回	
					(火)	(火)	(火)	(火)	7/13	7/27	8/4	8/10	8/24	8/31	9/6	9/14	9/28	10/4	10/18
平成22年第2群 審査員 (6名)	119644	340	日比谷	5月11日	⑨	⑨	⑧	⑦	⑨	⑧	×	①	①	①	①	①	①	①	①
	119661	420	日比谷	5月25日	×	⑩	×	⑧	⑩	⑨	①	②	②	②	②	②	②	②	②
	119679	380	霞ヶ関	5月11日	⑩	⑪	×	⑨	⑪	⑩	②	③	③	③	③	③	③	③	③
	119687	380	霞ヶ関	5月11日	⑪	⑫	⑨	⑩	⑫	⑪	③	④	④	④	④	④	④	④	④
	119695	780	霞ヶ関	5月11日	⑫	⑬	⑩	⑪	⑬	⑫	④	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
	137723	780	霞ヶ関	提出なし	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	未出席者				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

小沢一郎氏の審査に関わっていない 22 年第 2 群の審査員 137723 番が現れた 10 月 18 日の請求書の順番は③番です。これはその日、出席しなかった 119679 番の今までの並び順③と同じであり、137723 番は 119679 番であったと考えられます。

133566 番（平成 22 年第 3 群・任期 8 月～1 月末）・補充員だが二回目の「起訴議決」に参加

審査員等	氏名番号	旅費		宣誓書提出日	二 回 目 小 沢 審 査 会								
		往復運賃	発着駅名		3回	別案件	4回	5回	6回	7回	別案件	8回	
					8/4	8/10	8/24	8/31	9/6	9/14	9/28	10/4	10/18
平成22年第3群 補充員 (5名)	130338	797	霞ヶ関	8月4日	⑭	×	⑭	⑮	⑮	⑮	⑭	⑮	⑮
	130346	780	霞ヶ関	8月4日	⑮	⑭	×	×	⑯	⑯	×	⑯	⑯
	130362	320	霞ヶ関	8月4日	⑯	×	×	×	×	×	×	×	×
	130371	780	霞ヶ関	8月4日	⑰	⑮	⑯	⑰	⑱	⑱	⑯	⑱	⑱
	133566	320	霞ヶ関	提出なし	×	×	⑮	⑯	⑰	⑰	⑮	⑰	⑰
		未出席者			×	×	×	×	×	×	×	×	×

133566 番は二回目審査で補充員から臨時の審査員に選ばれ「起訴議決」に加わったことが分かっている人物です。最初に参加した 8 月 24 日は「旅費請求書」の順番は⑮番です。ここで同じ 3 群の出席しなくなった 130362 番が出席したとしたらやはり⑮番となり、8 月 31 日から 10 月 18 日までの「旅費請求書」の順序をみても全て元々の 130362 の場所に正しく位置しています。新しく追加した人物を 130362 の位置に規則的に並べたという可能性はありますが、並び順だけから判断すると 133566 番は 130362 番であったと考えることができます。

109801 番（平成 21 年第 4 群・任期 11 月～4 月末）・一回目審査員

審査員等	氏名番号	旅費		宣誓書提出日	一回目小沢審査会																
		往復運賃	発着駅名		11/10 (火)	11/24 (火)	12/8 (火)	12/22 (火)	1/12 (火)	1/26 (火)	2/9 (火)	2/23 (火)	3/9 (火)	3/16 (火)	3/23 (火)	3/30 (火)	4/6 (火)	4/13 (火)	4/20 (火)	4/27 (火)	
平成21年 第4群 審査員 (6名)	103608	380	霞ヶ関	11月10日	⑨	⑧	×	⑦	⑨	⑧	①	×	①	①	①	×	①	①	×	①	
	103616	1100	霞ヶ関	11月10日	⑩	⑨	⑨	⑥	⑩	⑨	③	②	③	③	②	×	⑧	①	②	×	
	103632	660	霞ヶ関	11月24日	×	⑩	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	104671	560	霞ヶ関	11月10日	⑪	⑪	⑩	⑤	×	⑪	④	③	④	④	④	③	③	⑨	×	③	
	103659	680	霞ヶ関	11月10日	⑫	⑫	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	109801	680	霞ヶ関	提出なし	×	×	×	④	⑪	⑩	②	①	②	②	②	①	②	⑬	②	④	
	未出席者				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		

この表で最初に 109801 番が出てくるのは 12 月 22 日です。このときの「旅費請求書」の並び順は④番です。ご覧のように順序が逆転していますが、チェックをした後、旅費請求書をひっくり返さずそのまま並べてしまったものと思われます。この 12 月 22 日は「旅費請求書」と「債主内訳書」の内容が違っています。上の表の 109801 番は「債主内訳書」での番号ですが、「旅費請求書」の番号では 109801 番がなく 103659 番となっています。この番号の違いから 109801 番は 103659 番であったと考えられますが、1 月 26 日では⑩番になっており、109801 番は 103632 番であったかのように出てきます。ところが、21 年第 3 群から 22 年第 1 群に審査群が変わった 2 月 9 日、今度は 103608 番と 103616 番の間に出てきます。103608 番と 103616 番は審査会に出席し続けていますので、103632 番や 103659 番が振込口座を変えたとしても、この位置に入ることはありません。まさしく、新しく人物が追加されたときの状況になっています。

4 月 13 日については順序がかなり乱れていますが、これは下記の 117927 番が追加された影響です。また、4 月 20 日と 4 月 27 日の状況を見るとその順番がまたもとの 103659 番の位置に戻っています。この次々に順序が変わる状況から 109801 番は外部から投入された別人物であったと考えられます。

117927 番（平成 22 年第 1 群・任期 2 月～7 月末）・一回目審査員

審査員等	氏名番号	旅費		宣誓書提出日	一回目審査会												二回目			
		往復運賃	発着駅名		2/9 (火)	2/23 (火)	3/9 (火)	3/16 (火)	3/23 (火)	3/30 (火)	4/6 (火)	4/13 (火)	4/20 (火)	4/27 (火)	5/11 (火)	5/25 (火)	6/8 (火)	6/22 (火)	7/13 (火)	7/27 (火)
平成22年 第1群 審査員 (5名)	112712	520	日比谷	2月9日	⑦	⑦	⑧	⑧	⑧	⑥	④	④	④	×	⑧	④	④	①	×	×
	111571	520	日比谷	2月9日	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑦	⑤	⑩	⑥	⑨	③	①	②	①	②	①
	111589	22630	霞ヶ関 桜田門	2月9日	⑨	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	111601	380	桜田門	2月9日	⑩	⑨	⑩	⑩	⑩	⑧	⑥	⑪	⑧	⑪	①	③	④	③	④	③
	117927	1460	霞ヶ関	提出なし	×	×	×	×	×	×	×	⑦	⑦	⑩	②	②	③	②	③	②
		未出席者				×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

117927 番が最初に登場するのは 4 月 13 日です。全体の表で見ると、このときの「旅費請求書」の順番は今までは全く違い、群や審査員、補充員の区別なくバラバラになっていることが分かります。まるで事務官ではない他の誰かが並べたかのようで、表中の 31 回の審査日のなかでここだけが別世界です。しかし、この日、平成 21 年第 4 群の補充員 104701 番（全体の表で確認下さい）が印鑑を忘れて指印で「旅費請求書」を作成していますが、その証明をしているのは金子事務官で別の者が並べたわけではないことが分かります。その日が 6 回目の小沢事件審査の当日であったため、隠ぺいしようとする意識が強く作用したものと思われます。

この後 5 月 11 日、5 月 25 日も 22 年第 1 群の審査員の順序だけが乱れています。このことから 117927 番も外部から投入された「なりすまし審査員」であったと考えられます。もし、なりすましでないとしたら朝、島から飛行機で審査会に出席し、夜、船で帰っていた 111589 番が、往復運賃 1,460 円の東京近郊に転居し、2 ヶ月以上経った後、思い出したように 117927 番として出席したということになります。

なりすましがないとしたら、小沢審査員の 22 人中 4 名が振込口座を変えたことになりませんが、自分で指定した振込先を変えるような事態に限られた期間の中で、果たしてそんなに頻繁に起こるものなのでしょうか。

不正が発覚しない「なりすまし」

一回目の審査会において「旅費請求書」の並び順の乱れから、2人の「なりすまし審査員」の可能性を指摘しました（二回目補充員 133566 番も詳細は割愛しますが、「なりすまし審査員」の可能性がります）。このことは「旅費請求書」が「なりすまし審査員」の実名で請求されていることを意味しています。これは旅費の支払いが口座振込のため、口座開設時に本人確認書類が必要となり実名意外では振込が出来ないからです。

実名による請求は事務局にとって不正が発覚する大きなリスクになるように思われるかもしれませんが、しかし、前述の通り、この「旅費請求書」は事務局には残りません。このため、実名で旅費を請求しても何ら問題はないのです。第五検審の書類で審査員の名前が残るのは「検察審査員及び補充員選定録」、「宣誓書」、「補欠の検察審査員、臨時に検察審査員の職務を行う者の選定録」、「会議録」及び「議決書」等がありますが、「検察審査員及び補充員選定録」、「宣誓書」については「なりすまし審査員」の名前は出てきませんし、それ以外の書類もすべて元々の審査員の名前で処理されていると思われます。すなわち、第五検審事務局の書類を見てもそれだけでは不正が発覚しないようになっていくということです。もちろん、東京地裁でも、送られてきた「旅費請求書」に、「なりすまし審査員」による請求が混在しているなどとは知る由もないのです。

おわりに

小沢審査会に「なりすまし審査員」がいたとすれば、審査会の議決を誘導して「強制起訴」に持ち込むのがその目的であったということは疑う余地がありません。既に二回目の小沢審査会において、東京地検が「起訴議決」に誘導するため、捜査報告書を捏造したことが明らかになっていますが、これは審査会に対する間接的な介入ですが、この「なりすまし審査員」がいたとすれば、審査会への直接介入を図ったということにより悪質な不正を行ったこととなります。「なりすまし審査員」がいなければ小沢総理が誕生していたかもしれません。ほんの一握りの司法官僚によって、日本の政治情勢が大きく捻じ曲げられてしまった可能性があるのです。

補足

※「旅費請求書」を元に「債主内訳表」が作られるので「旅費請求書」と「債主内訳書」の並び順は同じになります（表中、12/22 分で「債主内訳書」では①104701 番→②104698 番のところ「旅費請求書」では①104698 番→②104701 番となっていますが、元々の並びは①104701 番→②104698 番であったのが「債主内訳書」作成後になんらかの事情で「旅費請求書」の位置が変わったものと思われます。「債主内訳書」は旅費の実際の振込データとなりますのでこれを元に表は作成しています。

※実際の開示資料「宣誓書」、「旅費請求書」、「債主内訳書」については下記のサイトで公開していますのでそちらを参照して下さい。

「東京第五検察審査会を迫及する資料サイト」→<http://wamoga.web.fc2.com/>

